

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文

○対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条 対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者</p> <p>イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び第七条第四項において同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の</p>

資委員会等構成員」という。）

二 「略」

三 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

〔イ・ロ 略〕

2 令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一 「略」

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第七項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

〔三〇七 略〕

〔三〇七 略〕

（対内直接投資等の届出等）

第三条 「略」

2 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

〔一〇九 略〕

十 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項

構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）

二 「同上」

三 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

〔イ・ロ 同上〕

2 「同上」

一 「同上」

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第五項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

〔三〇七 同上〕

〔三〇七 同上〕

（対内直接投資等の届出等）

第三条 「同上」

2 「同上」

〔一〇九 略〕

十 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項

第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に關し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第七項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に關し行う同意

〔十一〜二十五 略〕

〔3〜9 略〕

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二 令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等）をいう。第七条第四項第五号において同じ。）又は外国政府等）に對し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

2  
〔略〕

3 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項に該当するものを除く

第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に關し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第五項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に關し行う同意

〔十一〜二十五 略〕

〔3〜9 同上〕

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二 令第三条の二第一項第四号イ及び令第四条の三第一項第四号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等）をいう。第七条第四項第四号において同じ。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

2  
〔同上〕

3 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

〔項を加える。〕

。とする。

一 その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第二項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその子会社等

二 令第三条の二第一項第四号から第六号までに掲げるものと  
の契約に基づき、同項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの  
(前号に掲げるものを除く。)

三 前号又は本号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの (前二号に掲げるものを除く。)

5|| 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

6|| 「略」  
7|| 令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 対内直接投資等に係る会社(以下この号及び次号において「発行会社」という。)、特定子会社(発行会社の子会社で

「項を加える。」

4|| 「同上」

5|| 「同上」

一 対内直接投資等に係る会社(以下この号及び次号において「発行会社」という。)、特定子会社(発行会社の子会社で

あつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。  
（）、「特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

【二・三 略】

四 令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定

あつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。  
（）、「特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

【二・三 同上】

四 令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当

の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

六 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イから又までに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七 同上 「略」

（特定取得の届出の特例に関する事項）

該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

「号を加える。」

「号を加える。」

五 同上 「同上」

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三 「略」

2 令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、「特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

〔二〇七 略〕

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条 「略」

〔2・3 略〕

第四条の三 「同上」

2 「同上」

- 一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イから又までに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

〔二〇七 同上〕

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

- 一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したものの（法人等に  
に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株  
主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三  
条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数  
とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割  
合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告  
者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割  
合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号に  
おいて「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合
- 二 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに  
該当するものが報告者の特定株主となる場合
- 三 第三条の二第四項各号に掲げるものに該当するものが報告  
者の特定株主となる場合

四 〔略〕

- 五 外国政府等若しくは令第三条の二第一項第四号に規定する  
義務を負う個人若しくは法人その他の団体が任命し、若しく  
は指名しているもの、外国政府等若しくは同号に規定する義  
務を負う法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従  
業者又は同号に規定する義務を負う個人が報告者の役員又は

〔同上〕

- 一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したものの（法人等  
に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株  
主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三  
条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数  
とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割  
合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告  
者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割  
合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報  
告者の特定株主」という。）に変更がある場合
- 二 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに  
該当するものが報告者の特定株主となる場合  
〔号を加える。〕

三 〔同上〕

- 四 外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国  
政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員  
又は役員で代表する権限を有するものとなる場合

役員で代表する権限を有するものとなる場合

六|| 「略」

七|| 報告者が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

八|| 報告者が第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九|| 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第六項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十|| 報告者が第三条の二第六項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

十一・十二|| 「略」

〔5〕7 略

別表第三

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
三	「略」	外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引	「略」	「略」

五|| 「同上」

六|| 報告者が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合  
「号を加える。」

七|| 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

八|| 報告者が第三条の二第四項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

九・十|| 「同上」

〔5〕7 同上

別表第三

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
三	「同上」	外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引	「同上」	「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	<p>業を行うもの及び第三條の二第六項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、「令第三條の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認められたものうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国<sup>有</sup>企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの</p>
	[同上]	<p>業を行うもの及び第三條の二第四項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、「令第三條の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認められたものうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国<sup>有</sup>企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの</p>